

所得税 + 個人住民税の額は変わりません

例 扶養なしの場合

◆税源移譲前

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

●税源移譲後の税負担

所得税	住民税	合計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

例 配偶者と子ども2人を扶養している場合（子ども1人は特定扶養）

◆税源移譲前

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

●税源移譲後の税負担

所得税	住民税	合計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

※人的控除と一定の社会保険料控除があるものとして計算しています。その他の控除は含まれていません
 ※税源移譲前の所得税と住民税には、定率減税による減額は反映していません

税源移譲後も税負担は同じ
 所得税・個人住民税の税率が変わり、個人住民税は増え所得税は減りますが「人的控除額の差の減額措置（次ページ）が講じられるため「個人住民税+所得税」の額は税源移譲前後で変わりません。

●個人住民税の税率 個人住民税の税率が一律10% 平成19年6月分～

課税所得の段階	平成18年度まで		平成19年度からの税率	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
市民税	200万円以下の場合	3%	0円	一律 6%
	200万円超700万円以下の場合	8%	100,000円	
	700万円超の場合	10%	240,000円	
県民税	700万円以下の場合	2%	0円	一律 4%
	700万円超の場合	3%	70,000円	

市県民税合計10% ※税率一律のため速算控除なし

税額の求め方 課税所得の金額 × 税率 - 速算控除額 = 税額

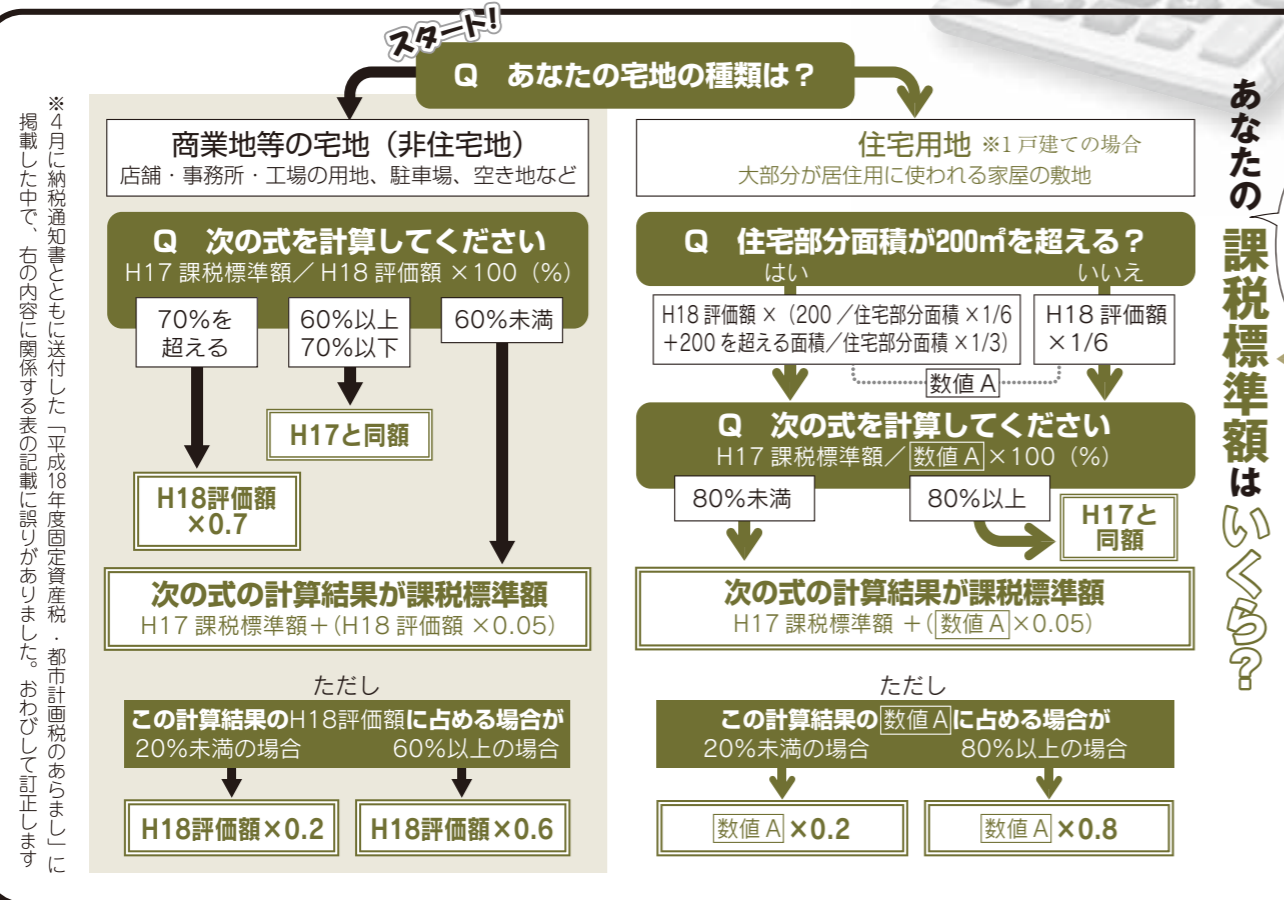
●所得税の税率 4段階の税率を6段階に 平成19年1月分～

平成18年分の所得税			平成19年分の所得税から		
課税所得の段階	税率	速算控除額	課税所得の段階	税率	速算控除額
330万円以下	10%	0円	195万円以下	5%	0円
330万円超900万円以下	20%	330,000円	195万円超330万円以下	10%	97,500円
			330万円超695万円以下	20%	427,500円
900万円超1,800万円以下	30%	1,230,000円	695万円超900万円以下	23%	636,000円
			900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	37%	2,490,000円	1,800万円超	40%	2,796,000円

三位一体改革の一環で所得税（国）から個人住民税（地方）へ約3兆円規模の税源が移譲されます。収入や所得控除などに変わりがない場合でも所得税が減り、個人住民税（所得割）が増えます。



により 所得税が減り 個人住民税が増えます



※4月に納税通知書とともに送付した「平成18年度固定資産税・都市計画税のあらまし」に掲載した中で、右の内容に係る表の記載に誤りがありました。お詫びして訂正します

固定資産税額 = 平成18年度課税標準額 × 1.4%

平成18年度 課税資産（土地・家屋）明細書

所在地	課税地積/課税床面積(㎡)	課税標準額(円)	課税標準額(円)	課税標準額(円)
宅地・宅地	000,000	000,000	000,000	000,000

明細書にあるこれらの数値を左の算出シートに当てはめて課税標準額を求めてください

☆負担水準のばらつき
 急激に地価が上がったバブル経済のころ、土地の固定資産税の極端な負担増加を緩和するためとられた「負担調整措置」。一気に税額を上げると納税者の負担が大きいため、適正な負担水準に向けて毎年徐々に税額を上げていく措置です。しかしその後地価は下落し、地価の下落を評価額に反映させていますが、当時の評価額の上昇が大きかった地域ほど、この措置の影響を受け負担水準が低くなり、そうではない地域と「負担水準のばらつき」が生じました。



あなたの固定資産税額はこうして決まる

固定資産税額の計算方法の変更